

急な増水による河川水難事故防止アクションプラン

～夏の水遊びの時期を迎えて～

近年、自然への関心の高まりもあり、身近で自然豊かな河川を利用してレジャーを楽しむ人々が増加している。これに伴い河川における水難事故も多発傾向にあることから、「危険が内在する河川の自然性を踏まえた河川利用及び安全確保のあり方に関する研究会」からの提言『恐さを知って川と親しむために（平成12年10月）』を受け、関係機関等と連携しながら安全な河川利用の啓発に努めてきたところである。

本来、河川では公共の利益や他人の活動を妨げない限りにおいて、自由に使用できることが原則であり、釣りや水遊びなど自らの意思に基づき行動する限りその際の安全確保は自己責任において行うべきであるものの、今年の夏においても各地で急な増水等による水難事故が多発したことから、平成18年8月31日付けで全国の河川管理担当者へ「河川利用者の安全を高める取り組みの推進について」の通知を行い、河川利用者が自ら安全を確保できるよう必要な取り組みの更なる推進を図ることとした。

さらに、国土交通省河川局内に「河川利用者の安全に関わる検討会」を設け、急な増水と安全な河川利用に関する検討を進め、この度、緊急的に取り組むべき事項などを『急な増水による河川水難事故防止アクションプラン』としてとりまとめ、全国の河川管理者へ周知したところである。

今後、本アクションプランをもとに、関係機関と連携しながら、急な増水に関連した河川情報の提供や、河川の安全利用についての啓発活動等に取り組んでいくこととする。

※急な増水とは

上流の大雨によって引き起こされる河川の急激な水位上昇現象を指す。

河川利用者のいる場所では晴れていたり雨が少ない場合もあり、急な増水に気付かず、避難が遅れて流されるなど水難事故につながってしまう場合がある。

(問い合わせ先)

国土交通省 河川局 河川環境課 課長補佐 舟橋 弥生

代表 03-5253-8111 (内線 35432)

直通 03-5253-8448

急な増水による河川水難事故防止アクションプラン

～夏の水遊びの時期を迎えて～

I. 国土交通省河川局が緊急に取り組む事項	
①	<p>＜きめ細かいレーダー雨量情報の提供＞</p> <p>いっどこで生ずるか分からない急な増水は、上流域で生ずる局地的な集中豪雨が有力な予兆となると考えられるので、局地的な降雨も把握できるレーダー雨量情報を現地の河川利用者が知ることができれば、事前の避難にとって非常に有効な情報となる。</p> <p>そのため、インターネットにより携帯電話にも提供されている「川の防災情報」において、本年4月より提供が開始された、1km×1kmメッシュのレーダー雨量情報は有効な活用手段である。</p> <p>※「川の防災情報」のインターネットアドレス (http://i.river.go.jp/)</p>
②	<p>＜急な増水の危険性を啓発するリーフレットの作成＞</p> <p>急な増水の危険性について河川利用者の理解と関心を高める啓発リーフレットを作成し、関係機関へ提供する。</p>
③	<p>＜安全な河川利用に係る取り組み事例集の作成＞</p> <p>安全な河川利用に向けた全国各地の取り組みをまとめた事例集を作成し、河川管理者等へ提供する。</p>
④	<p>＜河川水難事故の救助等に関する省庁間連携＞</p> <p>河川水難事故の救助等に関する省庁（消防庁、警察庁）と連携し、急な増水による河川水難事故防止に向けた情報共有、各地域への周知等に取り組む。</p>
⑤	<p>＜「子どもの水辺」に関する省庁間連携＞</p> <p>『子どもの水辺』再発見プロジェクトで連携する省庁（文部科学省、環境省、農林水産省）とともに、急な増水による子どもたちの河川水難事故防止に向けた啓発活動に取り組む。</p>
II. 河川管理者（地方整備局、都道府県等）が関係機関や地域の方々と連携するなどして取り組む事項	
①	<p>＜河川情報入手先の現地での周知＞</p> <p>雨量・水位等の情報を入手できる「川の防災情報」等の河川情報について、その入手先（URL）を周知するため、河川利用の盛んな河川等から順次、河川利用の現場となる河川沿いの様々な看板等に、入手先のバーコード等を明示したシール等を貼付する。</p> <p>※URL：Uniform Resource Locatorの略。インターネットにおける情報の「住所」にあたる。</p>
②	<p>＜コンビニ等を活用した安全な河川利用に関する情報提供＞</p> <p>河川利用者に直接情報がいきわたるよう、河川付近のコンビニエンスストアや漁業協同組合、釣具店等、あるいは河川における各種イベント会場等において、急な増水の危険性を含む安全な河川利用について啓発するため国土交通省河川局が作成した急な増水の啓発リーフレットや安全な河川利用に関するパンフレット等を配布する。</p>

③	<p>＜河川管理者による啓発活動の強化＞</p> <p>国土交通省や地方公共団体のホームページや様々な媒体等を活用し、急な増水の危険性について情報提供し、その認識と注意喚起を図る。</p> <p>また、河川の環境学習や体験活動などの出前講座等を活用し、急な増水の危険性についての啓発活動等を進める。</p>
④	<p>＜各地域における関係機関の連携強化＞</p> <p>各地域の関係機関との連携を強化し、急な増水による河川水難事故の防止に向けた情報共有、啓発活動等に取り組む。この際、都道府県をまたがる河川流域のうち、急な増水への対応に役立つと考えられる雨量・水位観測データについては、都道府県間における情報の共有を進める</p>
⑤	<p>＜急な増水の危険性を周知する啓発看板の設置＞</p> <p>過去に急な増水による河川水難事故が発生した場所等に、関係機関と協力して急な増水に関する危険性を周知する啓発看板を整備する。</p>
⑥	<p>＜急な増水時の多様な注意喚起方法の検討＞</p> <p>漁業協同組合等との連携やダム放流警報施設等の活用など、急な増水時の多様な注意喚起方法について検討する。</p>
<p>Ⅲ. 河川管理者（地方整備局、都道府県等）が関係機関や地域の方々に呼びかける事項</p>	
①	<p>＜川の安全講座等の促進＞</p> <p>河川の活動団体等の指導者を対象とした安全講座等において、河川での活動に内在する急な増水の危険性に関する講座等を盛り込むよう促していく。</p>
②	<p>＜気象情報等のメール配信サービス活用の促進＞</p> <p>河川利用者が注意報・警報等の発令を強制的に認知できるようにするためには、都道府県などで実施している注意報・警報等の気象情報に関するメール配信サービスの活用が有効である。そのため、その活用を啓発するとともに、情報提供事業者には、急な増水の危険性を注意喚起する情報表示等についての協力依頼を行う。</p>

<参 考 資 料>

急な増水による
河川水難事故防止アクションプラン

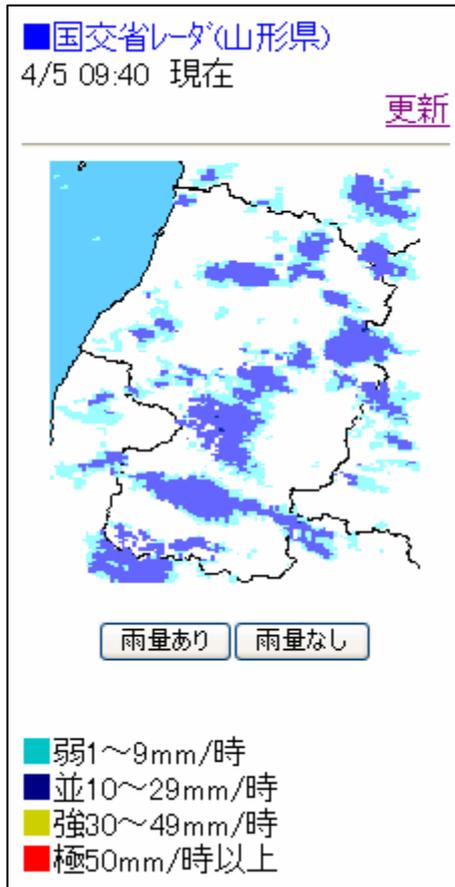
対策イメージ

I. 国土交通省河川局が緊急的に取り組む事項

①きめ細かいレーダー雨量情報の提供

国土交通省河川局「川の防災情報」を増強し、携帯電話サイトにおいても1km×1kmメッシュレーダー雨量情報の提供を平成19年4月2日より開始した。

※「川の防災情報」のインターネットアドレス (<http://i.river.go.jp/>)



携帯電話で水位・雨量等の情報を入手できる「川の防災情報」へアクセス可能なQRコード

【1kmメッシュレーダー雨量画像(例;山形県)】

(<http://www.bosai.joho.go.jp/i-index.html>)

②急な増水の危険性を啓発するリーフレットの作成

川での活動の楽しさを伝えつつ、急な増水の危険性や河川に内在する危険の周知など安全な河川利用について啓発する。



【表面】



【裏面】

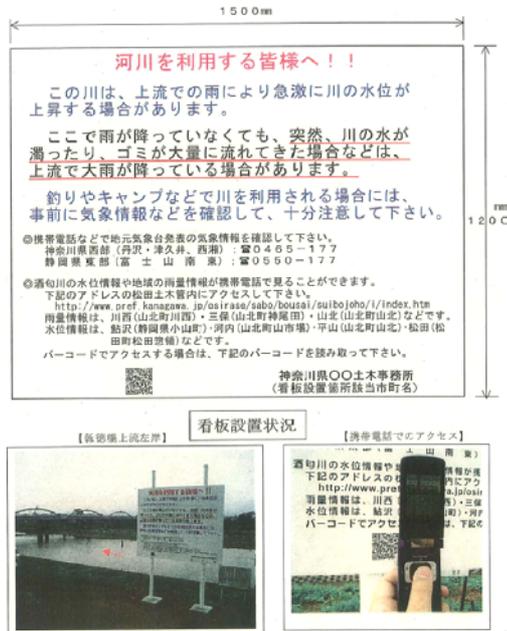
⑤「子どもの水辺」に関する省庁間連携

「子どもの水辺推進会議」は、『『子どもの水辺』再発見プロジェクト』を推進する文部科学省、国土交通省、環境省に加えて農林水産省、子どもの水辺サポートセンターで構成し、平成14年から開催している。推進会議では、「子どもの水辺」への活動支援を行う施策等の情報交換や意見交換を行い、本プロジェクトの円滑な推進に努めている。

Ⅱ. 河川管理者（地方整備局、都道府県等）が関係機関と連携するなどして取り組む事項

①河川情報入手先の現地での周知

酒匂川（神奈川県）では、主に釣り人向けの案内看板に、バーコードやインターネットアドレスを表示し、気象情報や雨量情報等を簡易に入手できるようにしている。



【酒匂川（神奈川県）の事例】

※平成 18 年 8 月の水難事故を受け、緊急に水難事故現場付近に 21 基設置した。
また、平成 19 年度はアユ釣り解禁前の 5 月までに 13 基増設した。

②コンビニ等を活用した安全な河川利用に関する情報提供

河川利用者が多く訪れるコンビニエンスストアや、多くの人々が来館する役所で啓発パンフレット等を配布。



コンビニエンスストアで配布
手に取りやすいレジ前にてパンフレットを配布

【尻別川での事例（北海道開発局）】

※アユ釣客を対象にアユ屋で啓発チラシの配布事例もあり（神奈川県）

③河川管理者による啓発活動の強化

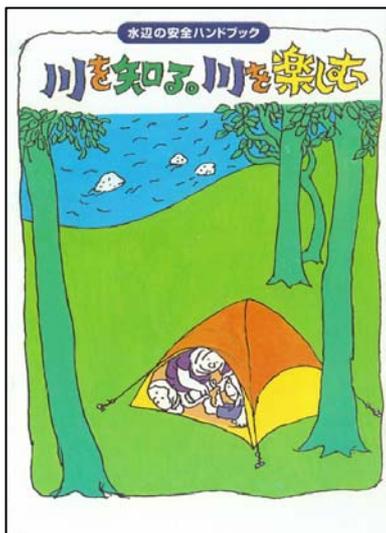
ホームページや冊子の配布、出前講座の機会を活用するなどして、安全な河川利用の啓発活動を実施している。



【荒川(関東地方整備局)の事例】

クイズ形式で川の安全な利用について、紹介している。

(<http://www.ara.go.jp/wakwak/anzen/index.html>)



【水辺の安全ハンドブックの事例】

アウトドア雑誌 OUTDOOR の付録として、30 万部以上を一般に配布した。



【出前講座の実施事例(紀の川)】

⑤急な増水の危険性を周知する啓発看板の設置

当該箇所では河川水難事故が多発しており、非常に危険な場所であることを分かりやすく周知している

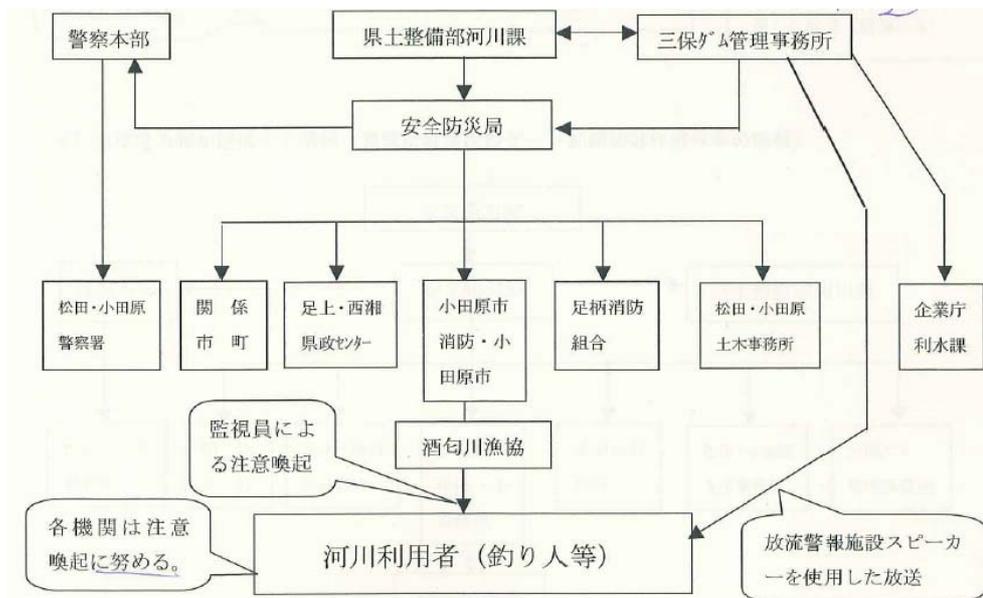


【和歌山県紀の川市（貴志川）】

⑥急な増水時の多様な注意喚起方法の検討

酒匂川（神奈川県）では、以下のルールの下、放流警報施設、漁協監視員による急な増水時の注意喚起を実施している。

- ・流域に「大雨・洪水」の気象注意報又は警報が発表された場合、及び、上流域の観測局で、雨量が1時間に30mm以上、水位上昇が30分間に30cm以上それぞれ観測した場合に、その情報を河川利用者に伝達する。ただし、ダム放流警報施設のスピーカー放送は、気象注意報の発表は行わない。
- ・利用者への連絡体制の運用期間は4/29～12/31の6時～18時。



【酒匂川（神奈川県）の事例（連絡網）】

Ⅲ. 河川管理者が関係機関や地域の方々に呼びかける事項

①川の安全講座等の促進

NPO 法人 川に学ぶ体験活動協議会では、河川における活動の安全性を確保するための指導者育成の実施および資格の認定を行っている。(http://www.rac.gr.jp/)



(スローバックを使った救助訓練)



(心肺蘇生法の体験講習)



(川の特性と利用時の配慮点を学習)

【河川の安全講座の例】

(NPO 法人 川に学ぶ体験活動協議会 : RAC)

※RAC 指導者制度のほかにも、CONE 指導者制度、レスキュー3、などの指導者認定制度がある。

②気象情報等のメール配信サービス活用の促進

福岡県では、防災に関するものと併せて、雨量や水位、天気の情報・注意報などがメール配信される。

防災メール・まもるくんとは

まもるくん
3つの機能!!!

1 地震・津波、台風、大雨等の防災気象情報、避難勧告等

- 気象情報の発表に合わせて県内の地震情報(震度で受信情報を設定)、津波情報(注意報・警報を受信)、台風情報、注意報・警報情報を受信できます。
- 県から災害時の注意の呼びかけ、市町村からの避難勧告等の防災情報を受信できます。

2 災害時の安否情報通知

- 利用登録時あらかじめ自身(登録者)の安否を知らせたい方(安否確認者のメールアドレスを登録しておきます。県内で震度5弱以上の地震があったとき、又は津波が到達したときには、登録者に地震又は津波の発生と安否を安否確認者に知らせるメールが配信されますので、指示に従って安否確認者にメールを配信して下さい。

3 地域の安全に

「防災メール・まもるくん」へのアクセスにご利用ください。

【防災メール配信サービスの例(福岡県)】

(http://www.bousai.pref.fukuoka.jp/mamorukun/)